

SAISEIニュース



トピックス

「構造改革特区に係る過去の未実現提案等
への対応方針について」

1

地域特集

「まちづくり支援チーム(豊中市)」

～地域まちづくりの課題と支援チームの役割～
(有)豊中駅前まちづくり会社取締役 芦田英機氏

2

伝道師リレー連載(第25回)

熊本県総合政策局企画調整課

若林克典伝道師

7

地域活性化情報局

12

構造改革特区に係る過去の未実現提案等への対応方針について

政府は、昨年12月8日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(以下、「緊急経済対策」という。)において、構造改革特別区域制度を活用し、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図ることとしたところです。「特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む」という観点から、各省庁と協議を実施し、政府としての対応方針を決定しました。

その結果、新たに構造改革特区において講じるべきとされた措置が3件、全国的な規制改革が11件、規制所管省庁において今後前向きに検討を行うものが19件となっております。

【新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置の概要】

- 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験
一定要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。
- 主要農作物種子審査の民間開放
都道府県職員に限っている主要農作物種子に係る審査について、都道府県が認めた者への委託を可能とする。
- 野ヤギの狩猟鳥獣への追加
食害等を防ぐため、野生化したヤギを狩猟鳥獣の対象とする。

◎特区提案の措置状況(第1次提案から現在までの累計)

特区で措置	全国で措置	合計
221(+3)	446(+11)	667

※()内は、今回新たに措置された件数

緊急経済対策の趣旨(雇用・環境・景気)等に沿った提案については、現在臨時に受付を行っております(Page12地域活性化情報局へ)。また、構造改革特区の提案については、今後も年に2回のペースで募集していく予定(次回は6月頃を予定)です。

これらの提案は、地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも国に直接、提案(要望)を提出いただけます。(民間企業、各種団体、個人等が提案を提出するに当たっては、地方公共団体等を経由する必要はありません。)なお、提案(要望)の主体名は非公表とすることもできます。身近に必要なと思われる規制などございましたら、是非ご提案下さい。

詳しくは構造改革特区推進本部HPをご覧ください。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

売り込み情報大歓迎!

このニュースレターは伝道師の皆様の御協力なしには成り立ちません。原稿依頼など突然舞い込むかもしれませんが、業務の都合の範囲内でよくご対応のほどお願いします。

また、売り込み情報も大歓迎!! として li.chiiki@cas.go.jp まで情報をお寄せください。その際は、イメージ図や写真などの画像などの画像ファイルを一緒にメールでお送りいただけると大変助かります。

「地域特集」

【まちづくり支援チーム（豊中市）】

～地域まちづくりの課題と支援チームの役割～

（有）豊中駅前まちづくり会社取締役 芦田英機氏

1 はじめに

1990年代に始まった豊中市内各地のまちづくりは、80年代の「地域商業とまちづくりの一体化」からはじまり、「みんなの計画、役所の支援」と呼ばれ、それまでの行政主導の都市計画にない考え方で取組まれました。駅前商業・業務地域や住宅地区などでのまちづくりとその支援について、特に「まちづくり支援チーム」に焦点をあてて紹介します。

私は現在、豊中駅前まちづくり会社をベースに、豊中駅前をはじめ各地のまちづくりや地域活性化の取組みに関わっています。またかつて豊中市のまちづくり政策、勿論まちづくり支援チームの創設にも関わった経緯も踏まえて、地域レベルのまちづくりの課題に迫ってみます。

2 豊中市内各地のまちづくり

1) 豊中駅前のまちづくり

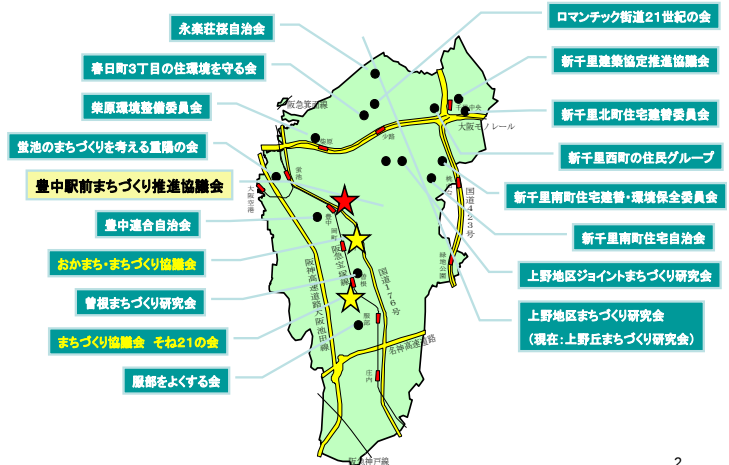
豊中市は、大阪市の北に隣接、大阪都心から15km圏内に位置し、戦後の「都市化」そして「再都市化」の過程を通して、典型的な郊外都市として歩んできました。都市化段階は、人口の激増とともに、日本初のニュータウン（千里NT）建設や密集住宅市街地（庄内地区再開発等）の再整備、大型店の立地調整モデル（日本初のスーパー条例とメッシュデータ）、各駅前整備や道路、学校などの公共施設需要の拡大、（大阪）モノレールの敷設、鉄道（阪急）の高架化、空港（「大阪国際空港」）問題など、市内はまさに「都市問題のデパート」の様相でした。そして90年代中頃から再都市化が話題になりましたが、豊中市でも人口減少や少子高齢化、公共施設や住まい・住環境の更新、産業・就業構造の変化、土地利用の転換などが進行し、地域の新たな活性化、まちづくりが問われはじめました。

豊中駅前には、ピーク時6万人の乗降客数であった市内を代表するターミナルで、商店街やスーパー、テナントビル、金融機関などが集まる商業・業務地として発展してきましたが、80年代後半、これまでの「都市化」とは異なる変化、集客や売上げ等の伸びの鈍化、消費者の行動変化などにいち早く気づき、商店街を横断したイベントをはじめ、まちづくり研究会などの仕組みづくり、街並み整備などのプランの検討など、行動を起こした地区でした。こうした動きが他の地区にも広がり、「住民主体のまちづくり」とその支援施策として発展していくことになります。

2) 市内各地のまちづくり

豊中駅前での取組みがモデルとなって市内各地に自主的な活動が広がっていきました。さらに役所のまちづくり支援室が実施する「フォーラム」などによる情報発信、まちづくり支援チームの活動、さらに「まちづくり条例」という制度化によって、身近な地域におけるまちづくり活動に関心が高まっていきました。

豊中市内の住民によるまちづくり実践地



2

3 役所のまちづくり支援

1) 「みんなの計画、役所の支援」とまちづくり支援施策

1980年代に市民参加のまちづくりに全国的に関心が高まり、神戸市や世田谷区などで、まちづくり計画を作成・提案する機能・機会を住民に与え、その計画を踏まえて建築行為等の事前協議を行うなどを内容とした手法が試みられました。いくつかの都市では、まちづくり条例という形で制度化もされました。地域側の住民が計画をつくり、まちづくりに参加する仕組みとして、協議会が想定されたため、「協議会型のまちづくり」などと呼ばれました。豊中市でも、密集住宅市街地において協議会方式を採用した住民参加のまちづくり、すなわち、まちの不燃化や道路整備等による防災化、住環境整備などを内容とする修復型まちづくりが行われました。

こうした市民参加の経験と豊中駅前等での市民主体の実践を踏まえて、「みんなの計画、役所の支援」を基本的なスタンスにしたまちづくり支援施策が組み立てられていきました。このスタンスで具体化された支援策は「豊中方式」と呼ばれました。(図3を参照)

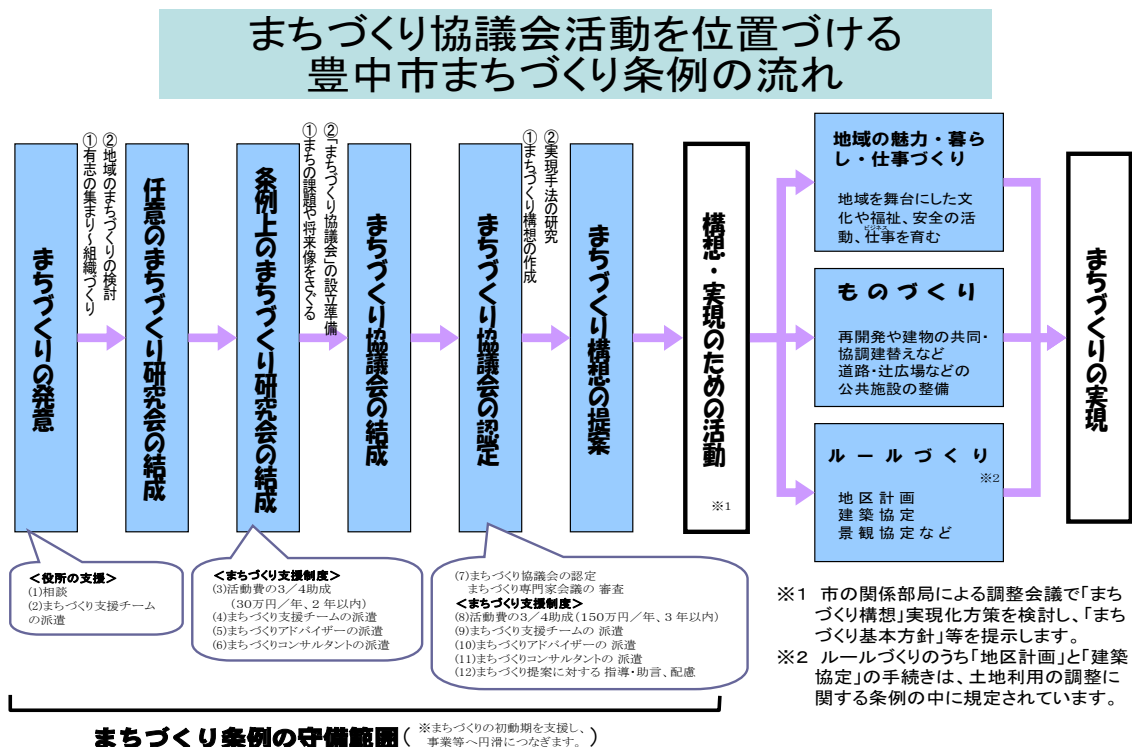
豊中駅前まちづくり協議会の活動

- | | |
|--------|---|
| ①設立 | 1993年2月 豊中市まちづくり条例により認定 |
| ②対象面積 | 12ha(豊中市本町1, 3, 4, 7丁目)・対象者900人 |
| ③会員数 | 621名(設立時)、526名(構想提案時) |
| ④会員の種類 | 地域住民、商業者、企業、(平成18年度)
内 団体会員 2 (商店街 55+35)
企業会員 7 (金融5 ホテル1 不動産2) |
| ⑤年会費 | 団体 @1万円(15口以上)、企業会員@1万円(3口以上)、
商業者会員@5千円(1口以上)、
住民会員 @300円(1口以上)、
賛助会員@1万円(3口以上) |

11

「みんなの計画、役所の支援」は、「①市民みんなに地域社会での計画づくりの権利があります。②その計画づくりを行政は支援します。③その計画は地域社会で共有のものにしてください。④作成された計画は行政が責任をもって一緒に実現していきましょう。」という市民へのメッセージでした。従来の住民参加と違って、⑦行政支援（行政参加）：行政主導ではなく、まちづくり初動期の支援を総合的に行う。⑧行政組織として「まちづくり支援室」の創設：従来の都市整備分野で見られた「推進」というスタンスを取らない。さらに権利者等の合意不足を理由に行政出動を拒否・躊躇することを防ぎ、行政出動を促す。⑨活動対象地域の指定を住民に任せる：行政主導の市民参加では、活動エリア等を行政が指定することが一般的ですが、豊中方式は活動の仕組みや計画づくりなどの自律性、継続性の確保を重視する。といった特色があります。

地域まちづくりを支援する流れは、次のようになっています。



2) まちづくり支援チーム

まちづくり支援チーム（以下「支援チーム」）は、市のまちづくり関連分野の係長級職員で構成されました。まちづくり支援室に寄せられた相談を契機に、支援チームの派遣要請がされると、派遣メンバーが選抜され現場に向かいます。派遣先ではまちづくりの課題の発見や活動の進め方などを助言し、議論や調査などを支援します。特に、まちづくり初動期には、計画づくりに向けた課題整理のほか、仲間や支援者を増やす取組み、団体の立ち上げや運営方法、事務局メンバーの確保など、解決すべき多くの問題に対応します。

そこで、支援チームは、①地域社会との接点を持つ経験のある職員で、まちづくり協議会などの組織づくり、専門家との関係づくり、プラン作成のノウハウ、情報提供などを支援するメンバー ②都市整備分野の職員で、事業の制度や手法の解説、先進地域の紹介などを行うメンバー ③福祉や人権、広報、文化財などで課題ごとに支援するメンバーという3種類の職員で構成され、20人ほどが選抜されました。まちづくり支援室の職員は、支援チームのプレイング・マネージャーとして働き、まちづくりの自律的な発展を妨げないように、住民と行政、専門家などの役割を問い直しながら、議論と活動を促進していきます。

支援チームの目標は「みんなの計画」をつくり、まちの課題や将来像を共有することですが、計画づくりの意義は、計画検討に止まらない計画実現への継続したエネルギーを醸成すること、また住民団体運営がボランティアな性格のため、参画メンバーの変動などによる影響を少なくすること、さらにまちの改善や外部環境の変化などに対応して、将来像を見直せることなど、地域まちづくりの継続性、多様な課題に対応する総合性を実現することにあります。

中心となる住民は仲間を集め、支援チームを交えながら議論を重ね、その内容を地域に発信し、討論会やイベント、社会実験などを呼びかけ、また仲間を増やし、団体や活動をステップアップしていきます。同時に、支援チーム職員を介して、地域の情報誌が所属課届けられ、それぞれの課の支援に活かされることもありました。

住民参加、協働などが話題になり、役所は委員会や評議会などの仕組みがそれぞれの分野でつくるなど、まだ課題別・行政主導タイプが多く、住民の主体的な活動の可能性、活動や組織の継続性、総合性の実現への配慮が足りないと言えます。地域の課題は、その多くは行政課題とも重なっていますが、その課題の発見と解決にむけた「地域の力」を信じ、地域力の発揮を支援するのか、伝統的な行政活動に続けるのか、「みんなの計画、役所の支援」とその具体化の一つ「まちづくり支援チーム」は問い続けています。

4 今後の豊中駅前まちづくり

豊中駅前をはじめ市内各地のまちづくりは、その到達点は現状では様々です。首尾よく計画（『まちづくり構想』の作成・提案）を作成したところ、さらに計画に位置づけた事業を行っているところ、景観協定などのルールづくりを実現したところ、活動を始めたが順調に進んでいないところなどなど。豊中駅前は、1995年の『まちづくり構想』作成・提案、市の「まちづくり基本方針」の提示（1997年）を経て、計画を協力して実現していく段階にあります。まちづくり協議会のほかに、住民が中心となって「まちづくり会社」をつくりました。



しかし、計画の実現は「失われた10年、20年」と言われる厳しい環境変化にさらされ、既存商業・業務の淘汰や、店舗やビルなどの変貌も続きました。住民や商業者らは『まちづくり構想』で検討した将来像を見極め、個々の変化や問題に対応しながらも、まちを楽しんでもらうための新たな場や事業（まちづくり会社による機関紙『まちづくりニュース』の発行、「アイボリーフォーラム」「アイボリー寄席」の開催や地域間交流など）を起こし、歩行者空間の改善などの街並みづくり、老朽ビルの更新などの取組みを支えました。

「新たな民」「新たな公」などが言われる中で、地域社会や地域のまちづくりへの期待は、膨らむばかりです。そのために欠かせない「適切な外部支援」、行政による支援、そしてそれを可能にする市民を信頼し、自己変革する職員を育てる“役所の改革”を望みたいと思います。

豊中駅前まちづくり会社

まちづくりに必要な事業を「まちに住む人」、「商売や事業をする人」、「まちを舞台に活動する人」が進めていく社会を作ろう という考えのもとに「**有限会社 豊中駅前まちづくり会社**」は設立されました。

<会社概要>

会社名 (有) 豊中駅前まちづくり会社 所在地 豊中市本町1丁目 12 - 25
まちづくり協議会では「このまちを、うるおいのある、歩きやすい、住みやすい、商売のやりがいのある、魅力のあるまちにしよう」という『まちづくり構想』をみんなでつくりました。協議会で出たこの事業の芽を「まちづくり会社」が受け、協議会と協力して、まちづくりを実現するために活動します。

■連絡先 TEL・FAX 06-6858-6190

■出資金 425万円(現在、出資者25人)

■設立日 平成11年(1999年)12月21日

■主な事業 詳しくは <http://www.tmconet.com>

○まちづくりニュース(月2回)

○アイボリー寄席

○レンタルスペース運営

○まちづくりフォーラム(受託)

○アイボリー・フォーラム

○印刷物作成、ホームページ作成

○まちづくり、商店街活性化等の研修

○不動産賃貸

図4 豊中駅前まちづくり会社の概要

プロフィール 芦田英機（あしだ ひでき）

1944年舞鶴市生まれ。豊中市政策推進部次長兼まちづくり支援室長（初代）、同部長。京都女子大学教授などを経て2002年から豊中市助役。現在、豊中まちづくり研究所代表、（有）豊中駅前まちづくり会社取締役、実践まちづくり道場・敬天塾主宰。関西大学大学院法学研究科、大阪経済大学経営学部非常勤講師。博士（工学・大阪大学）

伝道師リレー連載（第25回）

熊本県 総合政策局 企画調整課
若林克典 伝道師

1 はじめに

みなさん、こんにちは。熊本県総合政策局企画調整課の若林と申します。今年度に当課に配属となり、構造改革特区、地域再生、地方の元気再生事業に係る事務を担当しています。どうぞよろしくお願いいたします。

2 各種制度を利用した本県の地域活性化の取組み（概況）

（1）特区計画の認定状況

本県では、これまで26件認定されています。このうち、規制の特例措置の全国展開に伴い認定が取り消されたものを除くと、平成21年11月末現在で10件となっています。

（2）地域再生計画の認定状況

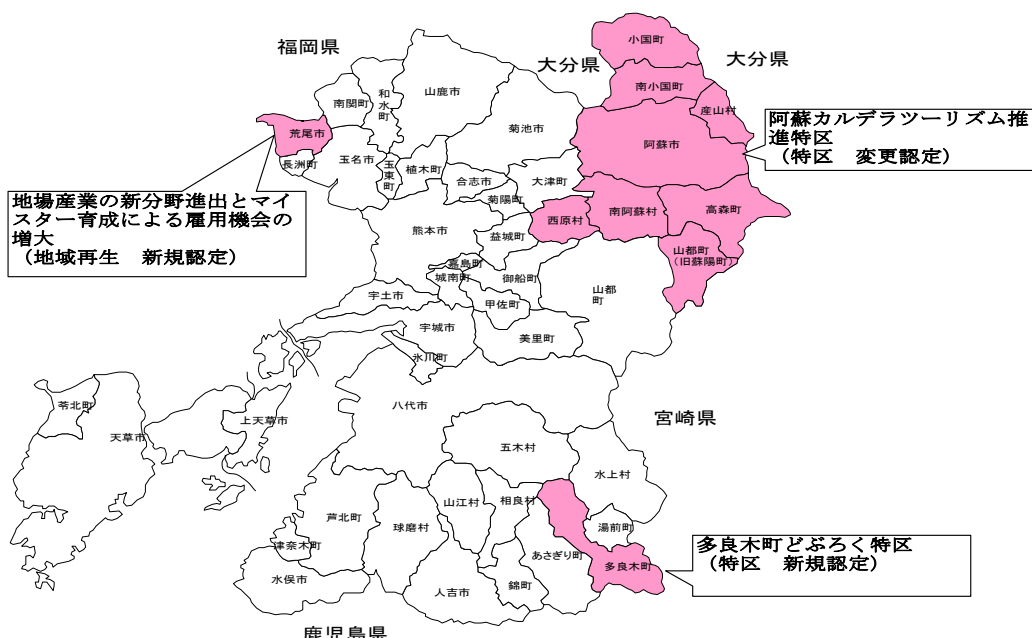
本県では、これまで28件認定され、平成21年11月末現在で26件の取組みが進められています。

（3）地方の元気再生事業の採択状況

本県では、これまでに7件のプロジェクトが採択され、平成21年11月末現在で6件の取組みが進められています（うち1件は継続案件）。

※上記以外の特区・地域再生計画については、本県のホームページで見ることができます（<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/80/tokku.html>）。

平成21年度に熊本県内で認定された特区、地域再生計画



3 直近の認定事例

本県では、直近の平成21年11月26日で、次の3件の特区計画・地域再生計画が認定されました。

今回は、そのうち2つの事例を紹介させていただきます。

(1) 多良木どぶろく特区

【申請者】

多良木町

【概要】

多良木町は、熊本県南部の人吉球磨地域にあります。同地域は、鎌倉時代から明治まで相良氏が支配する人吉藩に属し、独自の歴史を持っています。また、同地域は、九州山地に囲まれた盆地であり、球磨川の水にも恵まれ古くから米作が盛んです。ここでは昔から、米だけを原料とする「球磨焼酎」が作られており、今でも多くの蔵元が点在しています。

多良木町では、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の消費低迷・販売不振などにより、基幹産業である農業の活性化が喫緊の課題となっています。

このような事態を打開するため、農家民宿や農家レストランを営む特定農業者が自ら生産した米を原料とした「どぶろく」を郷土料理と合わせて提供することで、地域農産物の消費拡大や都市農村交流人口の増大を図り、農業を中心とした地域産業の活性化につなげることを目指しています。

【取り組みの内容】

- ①地産地消の向上による農業の活性化
- ②地域農産物を活用した商品の製造
- ③地域特性を生かした都市農村交流事業の推進並びに受入態勢の整備

【特定事業の内容】

特定農業者による特定酒類の製造事業

【アピールポイント】

今回認定された「多良木町どぶろく特区」によるとどぶろくの最低製造数量の緩和を受け、地域特産物である米を原料としたどぶろくを特定農業者が製造することができるようになりました。これにより、地域の米の消費拡大を促し、農業の活性化へつなげたいと考えています。

また、農家民宿や農家レストランにおいて、どぶろくを地域農産物を使った料理と併せて提供することにより、地域の特色を生かしたおもてなしを来訪者に提供し、都市農村交流人口の増加につなげ、地域の活性化を目指すものです。



多良木町の稲穂
(バックにくま川鉄道、白髪岳)

これから、製造希望者は、技術講習や酒税法に関する講習会などを受講して、酒造業の免許取得を目指します。免許取得の暁には、どぶろく試飲会など来訪者向けのイベントを実施したいと考えていますので、その際には、是非多良木町へお越しください。



メロン収穫祭での昼食会

〔連絡先〕多良木町企画観光課
電話：0966（42）1257（直通）

（２）阿蘇カルデラツーリズム推進特区

【申請者名】

熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、山都町
※山都町は、特区の区域は一部（旧蘇陽町）。

【概要】

本特区は、世界最大級のカルデラを持つ阿蘇の雄大な自然、温泉などの観光資源、地元の特産品や食文化などを最大限に活用し、農業と観光の融合を図りながら豊かさや健康を感じられる観光地づくりを目指すものです。

阿蘇市及び阿蘇郡の6町村、上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域が連携して取り組んでいる「スローな阿蘇づくり」の実現に向け、観光客に阿蘇のすばらしい自然や景観をゆっくり体験してもらう取組みを促進しています。

【取組みの内容】

- ①農家民泊の整備
- ②市民農園の開設、第三セクターの農業参入
- ③地域特産物による酒類の提供

【特定事業の内容】

- ・農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和
- ・特産酒類の製造免許の要件緩和
- ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

【アピールポイント】

国内外から年間約1,850万人の観光客が訪れている阿蘇地域では、平成23年3月の九州新幹線の全線開業を控え、更なる観光客の誘致に地域が一体となって取り組んでいます。

この取組みの目標とするのは、観光客の滞在と交流を促進することにより連泊・転泊へとつなげ、「滞在交流型観光」という新たな旅のスタイルを阿蘇地域で定着させることです。

その実現には、地域の魅力創出が必要であり、何よりも観光客への「おもてなし」が重要なカギとなります。

いかに“ゆっくり、のんびり”過ごしてもらうか。その一つとしてどぶろくや果実酒、リキュールなど地域の農産物等を活用したお酒の提供があります。

平成17年にどぶろく特区（特定農業者による特定酒類の製造事業）、さらに昨年11月には果実・リキュール特区（特産酒類の製造事業）の認定を受け、阿蘇の豊かな自然で育まれた農産物を原料とする酒類の提供は、「阿蘇のおもてなし」の一助となるものであり、ひいては観光のみならず地域産業、特に基幹産業の農業へもその効果を波及させるものです。

また、阿蘇地域では新幹線元年事業として、農村集落や商店街をパビリオンに見立て、公共交通機関などで巡ってもらう『阿蘇カルデラツーリズム博覧会（通称：ゆるっと博）』が、平成23年3月から1年間開催されます。

これらの取り組みにより、心のこもった阿蘇の旅路を皆さんに提供できるものと大いに期待しています。

〔連絡先〕（財）阿蘇地域振興デザインセンター
電話：0967（22）4801（直通）

阿蘇大観峰のふもとにある郷土料理・農家レストラン「あそ乃YAMABOUSHI」が製造する『紅地川』は、おかん手作りのどぶろく。自家製無農薬合鴨米と阿蘇の伏流水を使用した辛口のどぶろくはお客さんに大好評。

代表の阿部さんは、「今後は、昨年（平成21年）11月に認定を受けた果実・リキュール特区（特産酒類の製造事業）を活用して地域農産物による酒造りを考えていきたいです」と抱負を語ってくれました。



〔あそ乃YAMABOUSHIホームページ〕 <http://www.asonoyamaboushi.com/yamaboushi/index.htm>

4 おわりに

熊本県では、平成20年12月に策定した県政運営の基本方針「くまもとの夢4カ年戦略」を推進しています。「生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本」の実現に向けて、「経済上昇くまもと」、「長寿安心くまもと」、「品格くまもと」、「人が輝くくまもと」の4分野で夢のある取組みを進めています。

中でも、平成23年3月には九州新幹線が全線開業し、九州、熊本へのアクセスが大きく向上することから、県外の方に熊本の魅力を感じていただき、熊本まで足を運んで満足いただけるよう「おもてなし」の向上に頑張っているところです。

是非、熊本へお越しいただき、熊本の大自然、史跡、そして清らかな水で育まれたおいしい食べ物を満喫してください。お待ちしております。

〔熊本県庁ホームページ〕 <http://www.pref.kumamoto.jp/>
〔熊本県観光サイト〕 <http://kumanago.jp/>

地域活性化情報局

「特区提案の臨時受付」について

政府では、平成21年12月8日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を決定し、本対策の趣旨（雇用、環境、景気）等に沿った特区における規制の特例措置の提案を臨時に受け付けることとしました。受付期間は、平成21年12月9日（水）から平成22年3月31日（水）正午までとなっておりますので、奮ってご提案くださいますようお願いいたします。

詳しくは構造改革特区推進本部のHP（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/091209/091209rinji.html>）をご覧ください。

「構造改革特別区域計画第21回」「地域再生計画第14回」について

平成21年9月10日（木）から9月25日（金）までの期間で受け付けました、「構造改革特別区域計画第21回」「地域再生計画第14回」認定申請において、平成21年11月26日付けで8件の特区計画、9件の地域再生計画が認定されました。

今回の認定申請より利用可能となった「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用した、山梨県市川三郷町の特区計画（「より安全で安心できる給食特区」）や「公営住宅における目的外使用承認の柔軟化」を活用した島根県西ノ島町の地域再生計画（「公営住宅（浦郷・美田地区）有効活用構想」）など多くの計画が認定されています。これにより、これまでに誕生した構造改革特別区域計画の累計は1,088件、地域再生の累計は1,173件となりました。

詳しくは地域再生本部のHP（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>）をご覧ください。

おしらせ

地域活性化総合情報サイト

「地域活性化総合情報サイト」では、地域活性化に役立つ制度説明、制度の活用事例紹介、各地域で開催されている地域活性化に資するイベントの紹介など様々な情報を提供しております。

今後も地域活性化に役立つサイトとなるよう、機能の強化・情報の充実に努めて参りますので、ご活用下さい。

地域活性化総合情報サイト

<http://www.chiiki-info.go.jp/>

内閣官房地域活性化統合事務局
内閣府地域再生事業推進室

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎6F

電話 03-3539-2031

Email: i.chiiki@cas.go.jp

地域活性化総合情報サイト

<http://www.chiiki-info.go.jp>

地域再生本部 HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>